

名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び名張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1. 制度改正の趣旨

人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」中の「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応する取組として、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じて部分休業制度の拡充（部分休業の取得パターンの多様化）及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を令和7年10月1日から実施するため、本市の関係条例について、所要の改正を行おうとするものです。

2. 主な改正内容

（1）部分休業制度の拡充（部分休業の取得パターンの多様化）

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とします。

また、非常勤職員については、対象となる子の範囲を「3歳未満の子」から「小学校就学前の子」に拡大します。

【現行】	【改正後】
	
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと	① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
	
	② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと
	職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

（2）仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

職員本人又は職員の配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供、意向確認等に係る規定を整備します。

3. 改正する関係条例

名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

名張市職員の育児休業等に関する条例

4. 施行期日

令和7年10月1日から施行します。